

令和7年度「禁煙外来の助成」募集要領

1 目的

たばこには発がん性物質が60種類以上も含まれており、肺がん、咽頭がん、食道がん、胃がん、腎臓がんをはじめ女性特有のがんである子宮頸部がんや卵巣がんなど、数多くのがんがたばことの関連について確実とされています。

また、がんだけでなく、たばこに含まれる有害物質により、血管壁の損傷や細胞の機能不全、酸素運搬機能の低下などが起こることから、動脈硬化、脳卒中、腹部大動脈瘤等、生活習慣病に対するリスク要因としてもあげられます。

健康増進法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、“望まない受動喫煙”の防止を促進するとともに将来的な医療費を抑制するため、禁煙外来治療（以下「禁煙外来」という。）を受診し、治療が終了した組合員に対し助成を行います。

2 助成対象

対象者 組合員

- 資格要件
- ・ 禁煙外来開始時点において20歳以上であること
 - ・ 禁煙外来開始時点から治療終了時点まで継続して組合員であること
 - ・ 治療を終了し、自己負担額を支払っていること
 - ・ 過去に本組合の禁煙外来の助成を受けていないこと
 - ・ 保険適用となる禁煙外来の要件を満たしていること（※）

※ 保険適用となる禁煙外来に必要な要件

- （1） 直ちに禁煙を始めたいと思っていること
- （2） 禁煙外来を受診することに文書で同意していること
- （3） ニコチン依存症診断テスト及び禁煙指数（ブリンクマン指数）が所定の要件を満たしていること
- （4） 前回の禁煙外来の初診日から1年以上経過していること

注意事項

過去に保険適用で禁煙外来の受診歴がある組合員で、前回の治療の初診日から1年以上経過していない場合は、保険が適用されません。

最終的なニコチン依存症の診断は医師が行います。保険適用が可能かどうかは初診予約時に医療機関へご確認ください。

3 助成対象経費

保険診療内の治療で次に掲げるもの

- ・ 初診料
- ・ 再診料
- ・ ニコチン依存症管理料
- ・ 処方料及び処方箋料

- ・調剤基本料、調剤料及び薬剤服用歴管理指導料
- ・薬剤料（医師の処方に基づき購入する禁煙補助薬に限る）
- ・文書料（禁煙外来終了証明書作成時に文書料を負担した場合）
- ・その他、本組合において必要経費であると判断したもの

※禁煙外来の初診日が令和7年度中であれば、いつでも治療を開始できることとします。

4 助成額

令和7年度中に禁煙外来の初診日があり、原則として、令和7年度中に治療が終了した者に対し、かかった治療費の半額（その額に端数があるときは、10円位未満を切上げた額）を助成します。ただし、助成額が10,000円を超える場合は、10,000円を限度とします。

5 申請方法

『禁煙外来の助成申請について』（別添）参照

6 申請期限

禁煙外来治療が終了した日から3か月以内とします。

7 周知方法

共済組合ホームページへ案内を掲載します。

8 助成人数

原則、助成対象人数は30名とします。

9 その他

- （1） 禁煙外来は、医師から特別な指示がない限り必ず最後までご受診ください。
- （2） 禁煙外来に係る医療費及び薬剤費の領収書及び明細書を保管のうえ、禁煙外来助成支給申請書を提出の際に必ず添付（コピー可）してください。なお、原本の返戻は行いません。
- （3） 紛失等により一部の領収書または明細書が添付できない場合、禁煙外来終了証明書等により治療終了が確認できた場合に限り、添付可能な領収書（明細書が付随している場合のみ。）を助成対象として認めます。なお、領収書が無く、明細書のみの場合は、自己負担額が確認できないため助成対象として認めません。
- （4） パソコンやスマートフォンを利用した遠隔禁煙外来は助成の対象外とします。
- （5） 原則、年度内に治療を終了した1回のみを助成の対象とする。